

学外入構者について（お知らせ）

全国の19都道府県に発令中の「緊急事態宣言」、宮城など8県に適用している「まん延防止等重点措置」が30日の期限で全面解除となりますが、引き続き学外からの入構者に起因する新型コロナウイルス感染症の学内発生防止を図るため、10月1日以降、各キャンパスにおいて下記の対応といたします。

記

1. 小松島キャンパスは、入構時正門守衛室にて来学受付簿に必要事項を記載のうえ、検温を行い、入構証を受領後、入構とします。

※検温で37.5℃以上の場合、入構禁止とします。

2. 福室キャンパスは、病院が併設していることから学外者の入構は原則禁止しており、解除については感染状況を踏まえて判断します。

学生、教職員、関係者の健康と安全を守るための措置であり、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年9月29日

東北医科薬科大学新型コロナウイルス感染症対策本部